

ご利用ください！町の助成制度

町では、町民・事業者の皆さんをサポートするため、さまざまな助成制度を設けています。助成には条件などがありますので、詳しい内容は担当課へお問い合わせください。

在宅で介護を受けている高齢者の方などへ紙おむつなどの購入費を助成しています。

問 高齢介護課 介護保険班
☎(内線)3332

令和3年度の申請期限は3月31日(木)です。まだ申請していない方は、お早めに手続きをお願いします。

●対象

- 要介護1～5の認定を受けている
- 住民税が非課税
- 介護保険料に未納がない
- 介護保険サービスの給付制限を受けていない

●助成内容

1カ月の購入限度額5千円に対し、7～9割を助成

●申請方法

【償還払いの場合】

申請書に購入した商品が分かる領収書(レシート可)を添付し高齢介護課へ。助成金が指定口座に振り込まれます。

【現物払いの場合】

高齢介護課へ申請後、配達業者に商品を注文し、月1回自宅に配達されますので、配達業者に直接自己負担分をお支払いください。

※県の助成制度です

母子・父子・寡婦家庭への修学資金などの貸付制度のお知らせ

問 厚木保健福祉事務所 生活福祉課
☎046(224)1111(内線)3248

県では、母子・父子・寡婦・父母のいない家庭などの生活を支援し、子どもの福祉を向上させるために、修学資金・就学支度資金などの貸し付けを実施しています。

貸付額は、右記の限度額以内で必要と認められる額です。貸し付けにあたっては、審査があります。相談は合格決定前から受け付けていますので、早めにご相談ください。

なお、県教育委員会が行う奨学金制度や、独立行政法人日本学生支援機構から奨学金の貸与を受けている方は、貸し付けを受けることができません。

●修学資金

高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学、大学院で修学するために必要な資金

●就学支度資金

小・中・高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学、大学院への入学に必要な資金

貸付制度の内容と限度額

学校の種別	修学資金		就学支度資金	返済回数
	貸付月額	貸付月数	貸付総額	
小学校	—	—	64,300円	20回(10年)
中学校	—	—	81,000円	20回(10年)
高等学校、 専修学校高等課程	公立	18,000円	36ヵ月 150,000円 410,000円	120回(10年)
	私立	30,000円		
専修学校一般課程	公立	33,000円	24ヵ月 150,000円	60回(5年)
	私立			
高等専門学校	公立	21,000円 (45,000円)	60ヵ月 150,000円 410,000円	120回(10年)
	私立	32,000円 (65,660円)		
短期大学、 専修学校専門課程	公立	45,000円	24ヵ月 410,000円 580,000円	120回(10年)
	私立専門	59,330円		
	私立短大	62,330円		
大学	公立	47,330円	48ヵ月 410,000円 580,000円	120回(10年)
	私立	72,330円		
大学院(修士課程)	88,000円	24ヵ月	380,000円	240回(20年)
大学院(博士課程)	122,000円	36ヵ月	590,000円	240回(20年)

ひとり親家庭などへ 入院費・通院費に係る医療費を助成しています

問 子育て支援課 子ども福祉班
☎(内線)3365

随時受け付けをしていますので、該当する方は子育て支援課で申請してください。
ただし、申請者および同居親族に所得制限があります。

●対象

次のいずれかに該当する、ひとり親家庭の父または母、保護者に代わって
お子さんを養育している方とそのお子さんが対象です。

- 1 18歳までの方(18歳になって以後4月1日を迎えた方を除く)を養育している
- 2 高等学校等に在学中の18歳以上20歳未満の方を養育している
- 3 中程度以上の障害のある18歳以上20歳未満の方を養育している

●申請方法

要件により必要な書類が異なります。申請前に子育て支援課へご相談ください。

予防接種の再接種費用を補助します

問 健康推進課 すこやか保健班
☎(内線)3344

医療行為により、過去の予防接種の効果が期待できなくなった方を対象に、再接種の費用を補助します。

●対象 次の全てに該当する方

- 1 再接種を受ける日において、町内在住で20歳未満
- 2 骨髓移植などの医療行為により、接種済みの定期接種の効果が期待できなくなったと医師に診断された
- 3 予防接種法などに規定する疾病・実施方法に基づく定期接種(A類)の再接種を受ける(BCGは4歳未満、小児用肺炎球菌は6歳未満、ヒブは10歳未満、四種混合は15歳未満であること)

●補助額

再接種にかかった費用
(愛川町の予防接種委託料単価が上限)

●申請方法

事前手続きが必要です。主治医に記載していただく書類もありますので、詳しくはお問い合わせください。

※
県の
助成
制度
です

特別障害者手当・ 障害児福祉手当を支給します

問 厚木保健福祉事務所 生活福祉課 ☎046(224)1111
町福祉支援課 障害福祉班 ☎(内線)3353

在宅で重度の障がいがある方に、特別障害者手当や障害児福祉手当が支給されます。
ただし、いずれも所得により支給制限があります。

●対象

在宅で、身体または精神(知的障がいを含む)
に著しく重度の障がいがあり、日常生活で常時
特別な介護が必要な、20歳以上の方

●支給額

月額2万7,350円

●対象

在宅で、身体または精神(知的障がいを含む)
に重度の障がいがあり、日常生活で常時介護
が必要な、20歳未満の方

●支給額

月額1万4,880円

お楽しみクイズ

今月号の広報あいかわを読んで、クイズに挑戦してください。正解者の中から抽選で3人の方に、図書カード(1,000円分)と、愛川町オリジナルデザインのマスクケースをプレゼントします!!

豊かな自然と歴史が刻まれた「ふるさと愛川」に愛着をもっていることを目的として、2月1日(火)から27日(日)まで「第9回ふるさと愛川写真展」を開催します。「ふるさと百景」がテーマのこの写真展の開催場所は、次のうちどれでしょうか。

ヒントは14ページに!

- 1 郷土資料館
- 2 町役場本庁舎
- 3 文化会館

応募方法：町内在住の方で、1人1通に限ります。
答え・住所・氏名・年齢・電話番号と、
本紙の感想を必ずご記入の上お送りください。
締め切り：2月8日(火) 郵送の場合は当日消印有効
宛先：◆はがき 〒243-0392 角田251-1
愛川町役場 総務課 広報・シティセールス班
◆ファクス 046(286)5021
◆電子メール
e-mail@town.aikawa.kanagawa.jp

1月1日号の答え：② 川崎宗則選手

当選者：谷地館由季子さん、遠藤紀美子さん、富永規子さん